

成田伝統芸能まつり
PRポスター・チラシ・プログラム
制作委託
コンペ募集要項

令和2年3月19日

成田伝統芸能まつり実行委員会

1. 業務概要

(1) 業務名称

成田伝統芸能まつりPRポスター・チラシ・プログラム制作委託

(2) 業務の目的

成田伝統芸能まつり実行委員会は、成田伝統芸能まつりを広くPRし、観光客の増加を図るため、誘客宣伝ポスター、チラシ及び当日プログラムを制作する。受託者はこれらの目的を十分理解して、正確・丁寧にかつ実効経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

(3) 業務の期間

受注業務契約を締結した日から令和2年9月20日（日）まで

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 提案上限金額

1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この上限額は、契約額や許容価格を示すものではない。

(6) 発注者

成田伝統芸能まつり実行委員会

(7) 問い合わせ等

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760

成田伝統芸能まつり実行委員会事務局

（成田市シティプロモーション部 観光プロモーション課）

電話 0476-20-1540

FAX 0476-24-2185

E-mail kanpro@city.narita.chiba.jp

2. 参加資格

本コンペへ参加できるものは、地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者とする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託の説明会の日の前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。

3. 全体スケジュール

令和2年3月19日（木）～4月3日（金）	募集告知
令和2年4月6日（月）14：00～	現場説明会
令和2年4月28日（火）17：00	コンペ作品提出期限
令和2年5月中旬	委託契約締結
令和2年6月上旬	ポスター、チラシ納品
令和2年7月下旬	プログラム納品

4. コンペ参加手続き

コンペへの参加については、現場説明会へ参加した法人のみとする。

(1) 説明会

①日時

令和2年4月6日（月） 14：00～

②説明会会場

成田市役所3階第2応接室

③説明会申込方法

法人名及び説明会出席者氏名（2名以内）を記載し、下記申込先まで電子メールにて申込のこと。

（申 込 先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【現場説明会申込】成田伝統芸能まつりポスター等作成委託／法人名

（説明会申込期限）令和2年4月2日（木）17：00まで

(2) 参加表明

①参加表明

現場説明会終了後、参加申込メールを発注者へ送信することにより参加表明を行ったものとする。

（申 込 先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【コンペ参加申込】成田伝統芸能まつりポスター等作成委託／法人名

（申 込 期 限）令和2年4月6日（月）～4月10日（金）

(3) 質問の受付

本件に係る質問は、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

（送 付 先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【質問】成田伝統芸能まつりポスター等作成委託／法人名

（質問の受付期間）令和2年4月6日（月）～4月13日（月）

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、競争上地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第速やかに回答する。なお、回答は質問者を含む参加者すべてに通知する。

5. ポスター案の提出

(1) 提出書類

- ①ポスター図案（B1版）1部
- ②見積書1部
- ③企画書2部

見積りは、各種デザイン、製版、印刷、梱包、配送、消費税の一式を含むものとする。

(2) 掲載要件

別紙仕様書のとおり

(3) 提出締切り

令和2年4月28日（火）17：00まで

(4) 提出先

事務局（成田市観光プロモーション課）へ提出すること

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。

持参の場合は、8：45から17：00までに提出すること。

郵送の場合は、提出期限最終日の17：00までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、参加を辞退したものとみなす。

6. 評価

(1) 審査方法

成田伝統芸能まつり実行委員会でコンペ作品等をもとに審査。最も高い評価を獲得したものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得したものが2以上ある場合は、成田伝統芸能まつり実行委員会にて審議・決定する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者の選定結果については、令和2年5月中旬に郵送にて通知する。

(3) 選定基準

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、実行委員会の委員が採点する。

審査項目	着眼点	配点
企画の理解度	<ul style="list-style-type: none">・本委託の目的を勘案し、提案者の基本的な考え方や工夫が具体的に示されており、観光誘客につながるような企画となっているか・成田伝統芸能まつりを全国にPRするに適格か	40
独創性と表現力	<ul style="list-style-type: none">・企画提案に新鮮さがあり、魅力を表現する工夫がされているか・まつり及び成田市の特色、季節感が表現できているか	30

業務実績	・過去に同様の委託事業を実施するなど、実績が本業務の受託者として十分であるか	15
費用	・業務内容に見合った適切な経費であるか ・積算額は必要最小限に抑えられているか	15

7. その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効になる場合がある。

- ①提出期限をすぎて企画提案書等が提出された場合
- ②参加資格を満たさない者から企画提案書等提出された場合
- ③提案に対して談合などの不正行為があった場合
- ④見積書の文字の誤脱、金額を訂正した見積もりをした場合
- ⑤本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、実行委員会が失格であると認めた場合

(2) 採用の有無にかかわらず、提出書類は返却しないものとする。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(4) 審査結果についての意義は認めない。

(5) 実行委員会が提供する資料は、成田伝統芸能まつり PR ポスター・チラシ・プログラム作成以外の目的で使用することを禁じる。また、実行委員会の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じる。

(6) 実行委員会の了解を得ることなく、(一社)成田市観光協会等に対して資料の提供を求めてはならない。

(7) 使用する写真イラスト等の著作権、肖像権については、受託事業者において処理すること。

(8) 受注者は、ポスター製作の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(9) 成果物に関する著作権等すべての権利は実行委員会に帰属するものとする。

(10) 契約後の連絡体制については迅速に対応し、内容に追加変更があった場合には契約額の範囲内で対応すること。

(11) 募集要項、仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会事務局と協議により決定するものとする。